【別紙1】

軽自動車税関係

① グリーン化特例の適用期限の延長

燃費性能に優れた軽自動車に対し、取得の翌年度分に限り適用される税率を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長する。

ただし、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限っては、さらに2年間延長する。

	【現 行】	【改正後】	
全ての車種	H28. 4. 1 ∼ H31. 3. 31	H28. 4. 1 ∼ <u>H33. 3. 31</u>	
電気軽自動車等		H28. 4. 1 ∼ <u>H35. 3. 31</u>	

② 被災車両の代替取得にかかる非課税措置の適用期限の延長

東日本大震災により被災し滅失・損壊した車両の代替として取得した車両について、取得した当該年度及び翌年度の軽自動車税を非課税とする措置の適用期限を2年間延長する。

	【現 行】	【改正後】	
代替車両取得期間	H23. 3. 11 ∼ H31. 3. 31	H23. 3. 11 ∼ <u>H33. 3. 31</u>	

③ 環境性能割の税率見直し

平成31年10月1日から導入され、軽自動車の購入時に燃費性能に応じて課税する環境性能割の税率を、環境性能割の導入から1年間は1%軽減する特例措置を講ずる。

	【現 行】	【改正後】
燃費性能 (自家用車)	H31.10 導入時 の税率	H31.10~H32.9 までの税率
電気自動車等	-11-≥H ₹남	非課税
「※1」 + 「平成 32 年度燃費基準+10%」	非課税	
「※1」 + 「平成 32 年度燃費基準」	1 %	非課税
「※1」 + 「平成 27 年度燃費基準+10%」	2 %	1 %
上記以外	2 %	1 70

※1 平成17年排出ガス規制75%低減、または平成30年排出ガス規制50%低減達成車